

14. 除雪車両等保有状況（道資料2-8-8）

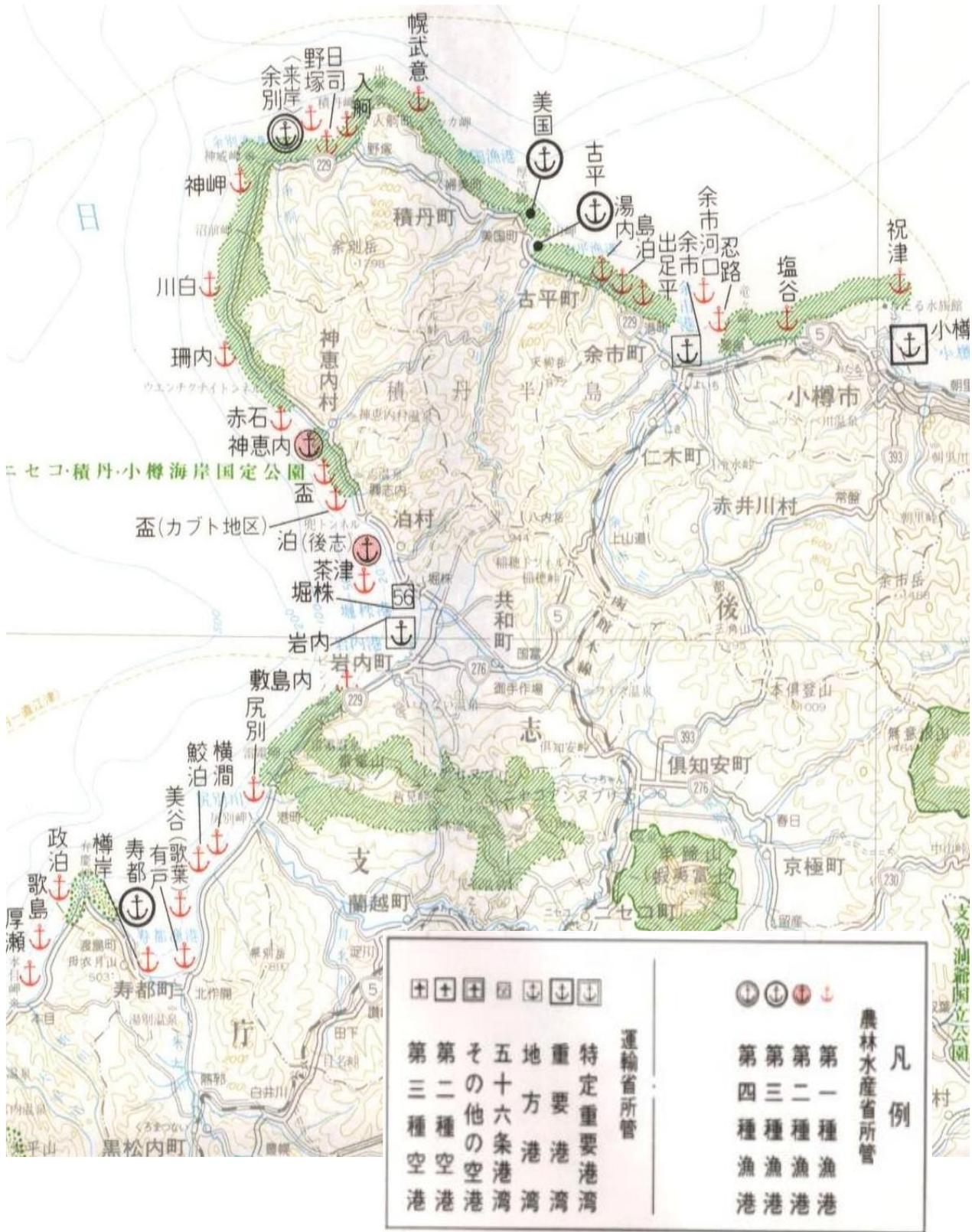
（積丹町）

平成31年4月1日現在 北海道開発局、道建設部、町村調べ

機関名	所在地	電話番号	車種	台数	所有・借上の別	備考
小樽開発建設部 小樽道路事務所 野塚除雪ステーション	積丹町字野塚 135	—	除雪トラック	2	所有	小樽事務所 0134- 22-9116
積丹町	積丹町大字美 国町字船瀬48	0135- 44-2111	除雪ドーザー	5	所有	3台ロータリ 兼用
			ロータリ除雪車	1	所有	
(株)しゃこたん 興業	積丹町大字美 国町字大沢 604	0135- 44-2700	除雪ドーザー	4	所有	内借上1
			小型ドーザー	2	所有	内借上1
			ロータリ除雪車	1	所有	
			小型ロータリ除雪車	1	所有	
			ダンプ10t	4	所有	内借上3
			ダンプ4t	2	所有	
小計				22		

15. 港湾及び海上輸送に関する資料（道資料2-8-9～道資料2-8-12）

（道資料2-8-9 港湾等分布図）



(道資料2-8-10 港湾等整備状況)

(積丹町)

平成31年4月1日現在

位置		施設名	所在地	連絡先・ 電話番号 *管理者 連絡先	接岸可能トン数 (重量トン数)	水深 (m)	岸壁等 の長さ (m)	
方位	距離番号							
北北西	30超	神岬漁港	積丹町大字 神岬町	後志総合 振興局産 業振興部 水産課 0136-23-1 390	漁船	3	-1.5	30
						10	-3.0	45
北北西	30超	余別漁港	積丹町大字 余別町		漁船	3	-2.0	65
						5	-2.5	129
						10	-3.0	73
						20	-3.5	100
北北西	30超	余別漁港 (来岸分区)	積丹町大字 余別町		漁船	20	-3.5	190
北	30超	野塚漁港	積丹町大字 野塚町		漁船	3	-2.0	39
						5	-2.5	34
北	30超	日司漁港	積丹町字日 司		漁船	10	-3.0	383
						20	-3.5	121
北	30超	入舸漁港	積丹町大字 入舸町		漁船	3	-2.0	26
						5	-2.5	51
						10	-3.0	42
北	30超	幌武意漁港	積丹町大字 幌武意町		漁船	10	-3.0	143
						20	-3.5	60
北北東	30超	美国漁港	積丹町字美 国		漁船	5	-2.5	303
						10	-3.0	372
						50	-4.5	393

(道資料2-8-11 船舶保有状況)

(積丹町)

平成31年4月1日現在 町村調べ

位置		港湾・漁港名	所属所	連絡先電話番号	船舶数 () は無線装備					船舶合計(隻)	乗船可能人員(人)	地区人員(人)
方位	距離番号				0~1t	1~3t	3~5t	5~10t	10~20t			
北北東	30超	美国漁港	東しゃこたん漁業協同組合[美国支所]	0135-44-2313	51	25	10	9 (9)	1 (1)	96 (10)	337	1,350
北	30超	幌武意漁港	東しゃこたん漁業協同組合[美国支所]	0135-44-2313	14	14	3	6 (6)		37 (6)	137	68
北	30超	入舸漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	14	2	2	6 (6)		24 (6)	100	113
北	30超	日司漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	33	5	2	12 (12)	2 (2)	54 (14)	235	153
北	30超	野塚漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	17	3	1	4 (4)		25 (4)	84	184
北北西	30超	余別漁港 (来岸地区)	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	16	8	1	3 (3)	1 (1)	29 (4)	100	69
北北西	30超	余別漁港 (余別地区)	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	29	2	15	6 (6)		52 (6)	189	152
北北西	30超	神岬漁港	東しゃこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	23	8	6			37	92	43
		小計			197	67	40	46 (46)	4 (4)	354 (50)	1,274	2,132

※20トン以上は無し

(道資料2-8-12 防災関係機関所有船舶状況)

(1) 北海道

平成31年4月1日現在

定係港	所属(連絡)先	船舶名	主要寸法 (長さ、巾、深さ(m))	トン数 (トン)	速力 (ノット)	乗船定員 (人)	備考
函館	水産林務部水産局漁業管理課	海王丸	49.20×7.80×4.19	306	16	28	

(2) 第一管区海上保安本部

平成31年4月1日現在

海上保安 部署	所在地	船艇名	船型別	主要項目		搭載人員 (人) 注1	所要時間 (h) 注2
				トン数 (トン)	長さ (メートル)		
小樽海上保安部	小樽市港町 5-2	しれとこ	1,000トン型巡視船	1,300	89	141	4
		えさん	1,000トン型巡視船	1,500	96	129	4
		ほろべつ	350トン型巡視船	230	56	36	4
		やぐるま	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
		すずかぜ	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
留萌海上保安部	留萌市大町 3-37-1	ちとせ	500トン型巡視船	325	67	115	6
		はまなす	20メートル型巡視艇	26	20	26	6
函館海上保安部	函館市海岸町 24-4	つがる	ヘリコプター1機搭載型 巡視船	3,100	105	420	11
		おくしり	350トン型巡視船	335	56	47	11
		ゆきぐも	30メートル型巡視艇	100	32	36	11
		すずらん	20メートル型巡視艇	26	20	26	11
江差海上保安署	江差町字姥神 町167	かむい	180トン型巡視船	195	46	28	6
瀬棚海上保安署	せたな町字三 本杉30	あかしあ	20メートル型巡視艇	26	20	26	3
合計		13隻				1,082	

(注1) 船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合の人員

(注2) 平均速力約15ノット(K)/毎時(h)で計算

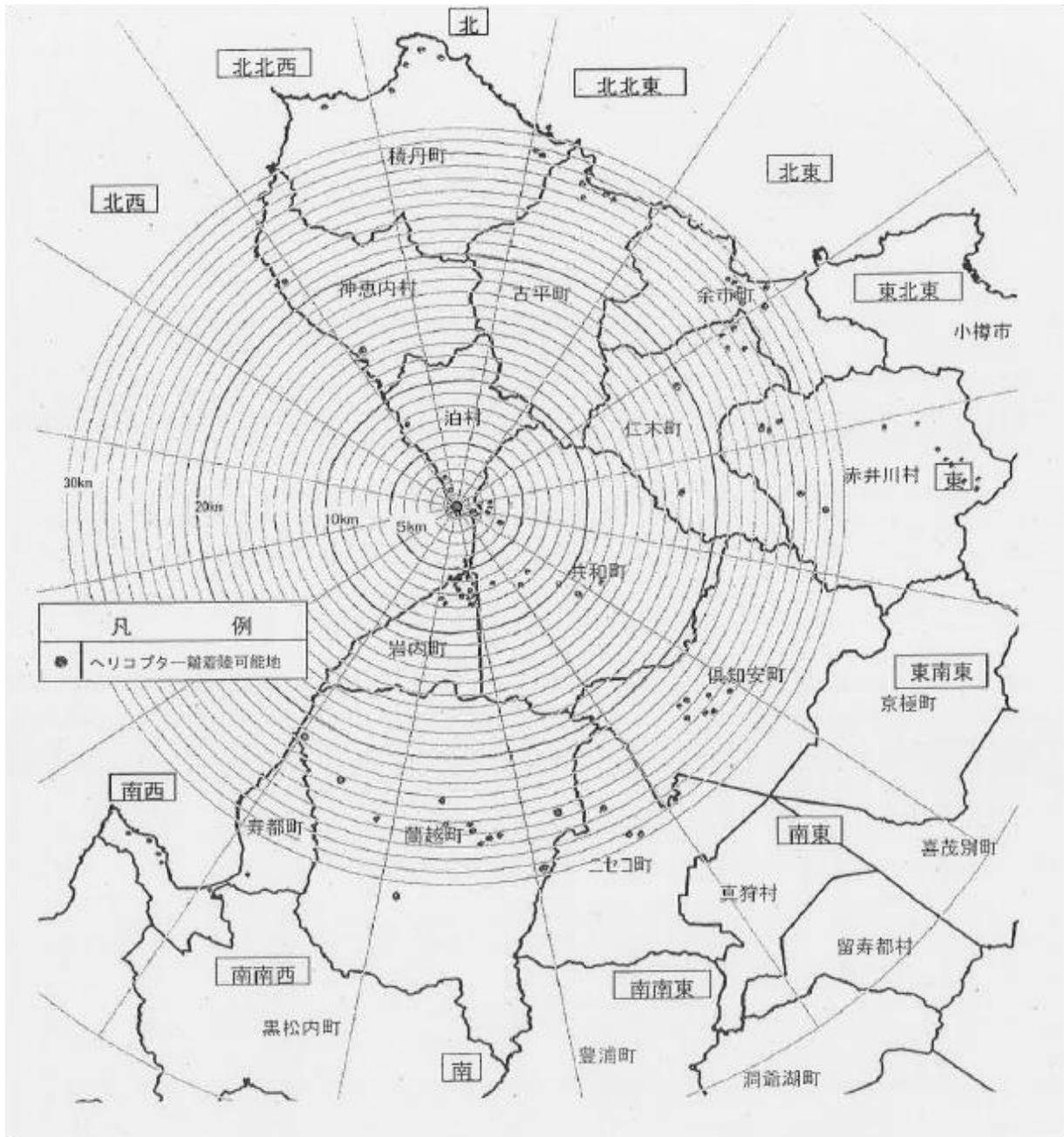
(3) 海上自衛隊艦艇（大湊警備区所在）

平成 31 年 4 月 1 日現在

定係港	所在地		艦艇名	艦種	主要項目					接岸距離
					トン数 (トン)	長さ (メートル)	速力 (ノット)	収容 人員 (名)	所要 時間 (h)	
大湊	青森県 むつ市 大湊町 4-1	第 7 護 衛隊	ゆうだち	護衛艦 DD	4,550	151	30	600	7~10	沖合 800m (水 深 15m 以 深)
			まきなみ		4,650	151	30	600		
			すずなみ					600		
			しらぬい					600		
		第 1 5 護衛隊	はまぎり	3,500	137	30	600	7~10		
			おおよど	2,000	109	27	400			
			ちくま				400			
		総監直 轄	すおう	多用途支援艦 AMS	980	65	15	200	10	
函館	函館市 大町 10-3	第 4 5 掃海隊	いずしま	掃海艇 MSC	510	54	14	70	20	漁港に接 岸可能
			あおしま							
余市	余市郡 余市町 港町	第 1 ミ サイル 艇隊	わかたか	200 トン ミサイル艇 PG	200	50	44	34	1	状況によ り接岸可 能
			くまたか					34		
合計			12					4,208		

16. ヘリポート及び航空輸送に関する資料（道資料2-8-13～道資料2-8-15）

（道資料2-8-13 ヘリコプター離着陸可能地分布図）



(道資料2-8-14 ヘリコプター離着陸可能地)

(1) ヘリコプター離着陸可能地

(積丹町)

平成31年4月1日現在 町村調べ

位置		施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積	施設管理者及び電話番号	
方位	距離番号						
北北東	29	研修広場(美国小学校グラウンド)	美国町字大沢 213 番地 1	美国小学校北東隣接	120m×120m	積丹町教育委員会	0135-44-2115
北北東	29	美国中学校グラウンド	美国町字大沢 344 番地 1	美国中学校北東隣接	120m×110m	積丹町教育委員会	0135-44-2115
北	30 超	旧幌武意小学校グラウンド	幌武意町 44 番地	旧幌武意小学校北東隣接	60m×50m	積丹町教育委員会	0135-44-2115
北	30 超	旧入舸小学校グラウンド	入舸町字沢 199 番地	旧入舸小学校北東隣接	60m×60m	積丹町教育委員会	0135-44-2115
北	30 超	野塚小学校グラウンド	野塚町 326 番地	野塚小学校北北東隣接	60m×70m	積丹町教育委員会	0135-44-2115
北	30 超	日司地区緑地広場(日司小学校グラウンド)	日司町字日和山 120 番地	日司小学校から西南西へ 70m	90m×90m	積丹町教育委員会	0135-44-2115
北北西	30 超	余別小学校グラウンド	余別町字沢 544 番地 1	余別小学校北東隣接	70m×100m	積丹町教育委員会	0135-44-2115
小計			7 ヲ所				

(道資料2-8-15 ヘリコプター機数、運航所要時間)

平成31年4月1日現在

所属	所在地	機種		機数	搭乗定員	所要時間 (距離/巡航速度)		備考
		形式	定員			距離 (km)	時間 (分)	
北海道警察	札幌市東区栄町 (札幌飛行場内)	AW139	17	2	34	丘珠→泊約 68	約 20	巡航 230km/h
		A109E	8	1	8	丘珠→泊約 68	約 20	巡航 260km/h
		EC135P1	8	1	8	丘珠→泊約 68	約 20	巡航 230km/h
		B412EP	15	1	15	丘珠→泊約 68	約 20	巡航 213km/h
	帯広市泉町 (帯広空港内)	上記より1機を交代配備				帯広→泊約 220	約 60	
北海道	札幌市東区丘珠 755-11	B-412EP	15	1	15	丘珠→泊約 68	約 20	巡航 204km/h
陸上自衛隊	札幌市東区丘珠 丘珠駐屯地	UH-1J	13	18	234	丘珠→泊約 75	約 22	巡航 198km/h
	旭川市春光町 旭川駐屯地	UH-1J	13	4	52	旭川→泊約 175	約 53	巡航 198km/h
	帯広市南町7 帯広駐屯地	UH-1J	13	3	52	帯広→泊約 220	約 66	巡航 198km/h
海上自衛隊	青森県むつ市 大字城ヶ沢字早崎 (大湊航空隊)	SH-60J	3	5	15	大湊→泊約 300	約 90	巡航 220km/h
		SH-60K	3	1	3	大湊→泊約 300	約 90	巡航 220km/h
航空自衛隊	千歳市平和千歳基地	UH-60J	14	2	28	千歳→泊約 110	約 30	巡航 220km/h
	青森県三沢市後久保三沢 基地	CH-47	60	1	60	三沢→泊約 270	約 80	巡航 220km/h
海上保安庁	函館市 函館航空基地	S-76D	10	2	20	函館→泊約 144	約 40	
	巡視船つがる (函館)	S-76D	10	1	14	函館→泊約 144	約 40	
	釧路市 釧路航空基地	S-76C	10	2	20	釧路→泊約 300	約 72	
	巡視船そうや (釧路)	S-76C	10	1	10	釧路→泊約 300	約 72	
北海道開発局	札幌市東区丘珠町	B-412EP	11	1	11	丘珠→泊約 68	約 23	巡航 180km/h
合計				48	599			

(注) 定員は、パイロット、整備士等を含む搭乗定員である。

17. 報道機関及び広報施設等に関する資料（道資料2-8-16～道資料2-8-17）

（道資料2-8-16 主な報道機関一覧）

平成31年4月1日 道広報広聴課調べ

報道機関名	所在地	電話番号 (代表)	FAX番号	夜間連絡先 (報道)
北海道新聞社	060-8711 札幌市中央区大通西3丁目	011-221-2111	011-210-5592	011-210-5590
朝日新聞北海道支社	060-8602 札幌市中央区北1条西1丁目6 さっぽろスクエア9階	011-281-2131	011-221-4989	011-222-1601
毎日新聞北海道支社	060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1	0570-064-9881	011-222-1049	011-231-3085
読売新聞北海道支社	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目 1-8	011-242-3111	011-222-0490	011-231-1775
日本経済新聞社札幌支社	060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 1-2 アーバンネット札幌2階	011-281-3211	011-281-0656	011-281-3212
産経新聞社札幌支局	060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目 2-9 北1条三井ビル5階501号 室	011-241-3341	011-241-3343	011-241-3341
共同通信社札幌支社	060-0042 札幌市中央区大通西3丁目6道 新ビル6F	011-231-0825	011-221-8898	011-231-0825
時事通信社札幌支社	060-0042 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館6F	011-241-2801	011-241-2862	011-221-5342
日本放送協会札幌放送局 (NHK)	060-8703 札幌市中央区大通西1丁目1	011-232-4001	011-231-4997	011-221-5097
北海道放送 (HBC)	060-85011 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5800	011-221-6807	011-232-5876
札幌テレビ放送 (STV)	060-87051 札幌市中央区北1条西8丁目	011-241-1181	011-271-1535	011-272-8295
北海道テレビ放送 (HTB)	062-8406 札幌市中央区北1条西1丁目6 番地	011-233-60001	011-8233-6008	011-205-76761
北海道文化放送 (uhb)	060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目	011-214-5200	011-271-5497	011-214-5321
テレビ北海道 (TVh)	060-85171 札幌市中央区大通東6丁目	011-232-1117	011-232-7173	011-232-7160

（道資料2-8-17 広報施設の整備状況）

（積丹町）

平成31年4月1日現在 町村調べ

位置		名称	所在地	電話番号	放送 時間	放送 区域	屋外 子局 設置 台数	設置 台数	地区 世帯 数(世 帯)
方位	距離								
北北東	30	積丹町地域情 報通信基盤施 設	積丹町 大字美国町字 船澗48番地5	0135- 44-2111	随時	全町	5	1,288	1,139

18. 避難者収容施設に関する資料（道資料2-8-18～道資料2-8-19）

（道資料2-8-18 避難・退避所として利用できる施設の状況）

（積丹町）

平成31年4月1日現在 町村調べ

位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
方位	距離番号							
北北東	29	美国小学校	積丹町美国町字大沢 214 番地甲の1	0135-44-2044	有	鉄筋コンクリート	1,452	
北北東	29	美国中学校	積丹町美国町字大沢 351 番地 2	0135-44-2047	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	720	
北北東	30	B & G 海洋センター	積丹町美国町字大沢 392 番地 2	0135-44-3260	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	708	
北北東	27	川上町営牧野看視舎	積丹町美国町字ヤケノ 804 番地	—	有	木造	29	
北北東	30	研修センター	積丹町美国町字美良波 115 番地 5	0135-44-3466	有	鉄骨造	221	
北北東	30	総合文化センター	積丹町美国町船潤 48 番地 12	0135-44-2111	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	1,203	
北	30 超	婦美会館	積丹町婦美町字婦美 519 番地 1	0135-44-2620	有	木造	160	
北	30 超	丸山会館	積丹町野塚町字丸山 1101 番地 1	0135-45-6303	有	木造	105	
北	30 超	旧幌武意小学校	積丹町幌武意町字番屋の沢 27 番地 1	—	有	鉄筋コンクリート・鉄骨・木造	347	
北	30 超	寿の家	積丹町幌武意町字番屋の沢 24 番地 1	0135-45-6233	有	木造	100	
北	30 超	旧入舸小学校	積丹町入舸町 158 番地 1	—	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	387	
北	30 超	入舸会館	積丹町入舸町 487 番地 1	0135-45-6556	有	木造	113	
北	30 超	日司小学校	積丹町日司町 233 番地 1	0135-45-6075	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	440	
北	30 超	生活改善センター	積丹町日司町 63 番地 5	0135-45-6205	有	木造	83	
北	30 超	野塚小学校	積丹町野塚町 326 番地	0135-45-6009	有	鉄骨造・木造	508	
北	30 超	野塚地区ふれあい交流館	積丹町野塚町字新道 220 番地 1	0135-45-6904	有	鉄筋コンクリート・木造造	155	
北	30 超	岬の湯しゃこたん	積丹町野塚町字ウエント川の上 212 番地 1	0135-47-2050	有	鉄筋コンクリート・木造造	242	
北北西	30 超	来岸会館	積丹町来岸町 21 番地 7	0135-46-5036	有	木造	82	
北北西	30 超	余別地区コミュニティセンター	積丹町余別町字 544 番地 1	0135-46-5476	有	木造	116	
北北西	30 超	余別小学校	積丹町余別町字 544 番地 1	0135-46-5002	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	445	
北北西	30 超	神岬会館	積丹町神岬町 39 番地 1	0135-46-5054	有	木造	164	
		小計	21 施設				7,780	

(道資料 2-8-19 生活物資の備蓄状況)

(積丹町)

平成 31 年 3 月 31 日現在 町村調べ

主食 (食)	副食 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布・寝袋 (枚・組)	トイレ (携帯型) (個)
4,814	1,040	618	340	2,011

19. 医療施設等に関する資料（道資料2-8-21～道資料2-8-23）

（道資料2-8-21 医療機関一覧）

（積丹町）

平成31年4月1日現在 道地域医療課調べ

診療所名	開設者	所在地	電話番号	許可病床数						診療科名	備考 (診療日・診療時間等)
				一般	療養	精神	結核	感染	計		
積丹町立国民健康保険診療所	積丹町	積丹町 大字美 国町字 小泊 52	0135- 44-2175							内科・呼吸器科・循環器科 小児科・外科	月、火、木、金 9:00～17:30 水 9:00～12:00

（道資料2-8-22-1 道総合振興局 保健行政室・地域保健室(保健所)所在地一覧）

平成31年4月1日現在 道地域医療課調べ

保健行政室・地域保健室 (保健所)名	所在地	電話番号
後志総合振興局保健環境部	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 (後志合同庁舎内)	
岩内地域保健室(岩内保健所)	岩内郡岩内町字清住252-1	0135-62-1537
保健行政室(倶知安保健所)	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 (後志合同庁舎内)	0136-23-1914
保健行政室余市地域保健支所 (倶知安保健所余市支所)	余市郡余市町朝日町12番地	0135-23-3104

(道資料 2-8-23 幼稚園、学校、社会福祉施設一覧)

(1) 学校

(積丹町)

平成 31 年 4 月 1 日現在 町村調べ

位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
方位	距離番号						
北北東	30	美国小学校	積丹町美国町字大沢 2 1 4 番地	0135- 44-2044	鉄筋コンク リート	42	
北	30 超	日司小学校	積丹町日司町 2 2 3 番地 1	0135- 45-6075	鉄筋コンク リート・鉄骨	2	
北	30 超	野塚小学校	積丹町野塚町 3 2 6 番地	0135- 45-6009	鉄骨造・木造	7	
北北西	30 超	余別小学校	積丹町余別町 5 4 4 番地	0135- 46-5002	鉄筋コンク リート・鉄骨	8	
北北東	30	美国中学校	積丹町美国町字大沢 3 5 1 番地	0135- 44-2047	鉄筋コンク リート・鉄骨	35	

(2) 児童福祉施設関係

(積丹町)

平成 31 年 4 月 1 日現在 町村調べ

位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
方位	距離番号						
北北東	30	びくに保育所	美国町字船 瀬 248 番地	0135- 44-2250	鉄骨造	22	保育所
北	30 超	みなと保育所	日司町 63 番 地の 5	0135- 45-6928	木造	8	保育所

(3) 高齢者福祉施設関係

(積丹町)

平成 31 年 4 月 1 日現在 町村調べ

位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
方位	距離番号						
北北東	30	積丹町エイジン グステーション やすらぎ	美国町字大 沢 300 番地	0135- 44-3224	鉄筋コン クリート	5(9)	居住棟 11 人 デイサービス 15 人 (1 日利用人員)
北北東	30	地域密着型特別 養護老人ホーム ゆうるり	美国町字大 沢 326 番地 -1	0135- 48-5201	鉄筋コン クリート	29(29)	ショートステイ 1 床

※ () は入所定員

20. 飲料水及び農林水産物に関する資料(道資料2-8-24～道資料2-8-30、道資料2-8-32)

(道資料2-8-24 給水状況)

(積丹町)

平成31年4月1日現在 町村調べ

事業名	取水地点			水源	給水地区名	給水地区内人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	年間給水量(m ³)
	方位	距離番号							
積丹町簡易水道事業	北	30超	積丹川水系伊佐内川	表流水	美国・婦美・野塚(丸山)	1,341	915	1,710	81,379
	北	30超	積丹川水系ウエンド川	表流水	幌武意・入舸・日司・野塚(丸山除く)・西河・来岸・余別・神岬	686	683	1,735	82,749
計			2カ所			2,027	1,598	3,445	164,128

(道資料2-8-25 農産物の収穫状況)

(積丹町)

平成30年 町村調べ

農産物種類項目		水稻	麦類	豆類	いも類	根菜類	果菜類	葉菜類	飼料作物
面積	(ha)			0.0	7.6		35.7	0.2	576.1
収量	(t)			0.0	132.2		461.0	0.3	5.2

(道資料2-8-26 葉菜の収穫状況)

(積丹町)

平成30年 町村調べ

集落名	葉菜の種類	面積(ha)	年間収穫量(t)
全町	アスパラガス	0.2	0.3

(道資料2-8-27 畜産物の飼養状況)

(積丹町)

平成30年 町村調べ

畜産物名項目	乳用牛	肉牛	豚	馬	採卵鶏(鶏卵)	ブロイラー
戸数(戸)	4	1			1	
頭数、羽数(頭羽)	253	202			200	

(道資料 2-8-28 牛乳の生産状況)

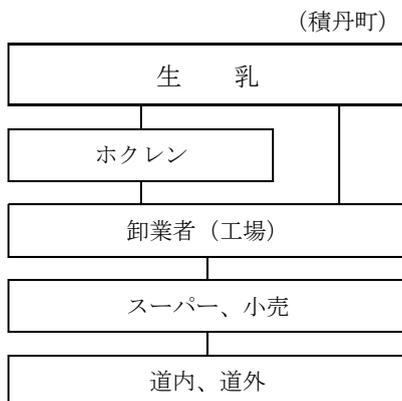
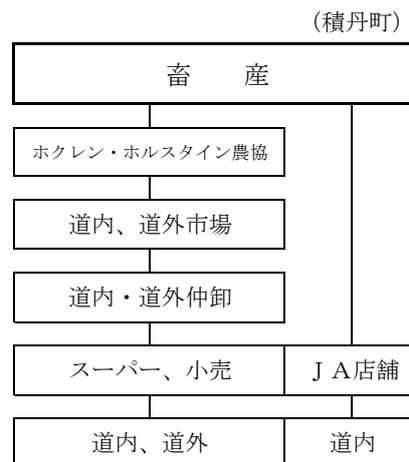
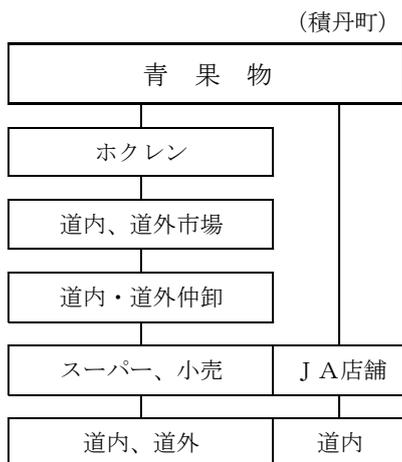
(積丹町)

平成 30 年 町村調べ

戸数 (戸)	乳牛 (頭)	牛乳生産量 (k l)	備考
4	253	1,622	

(道資料 2-8-29 農産物の出荷ルート)

(積丹町)



(道資料 2-8-30 沿岸漁業の漁獲量)

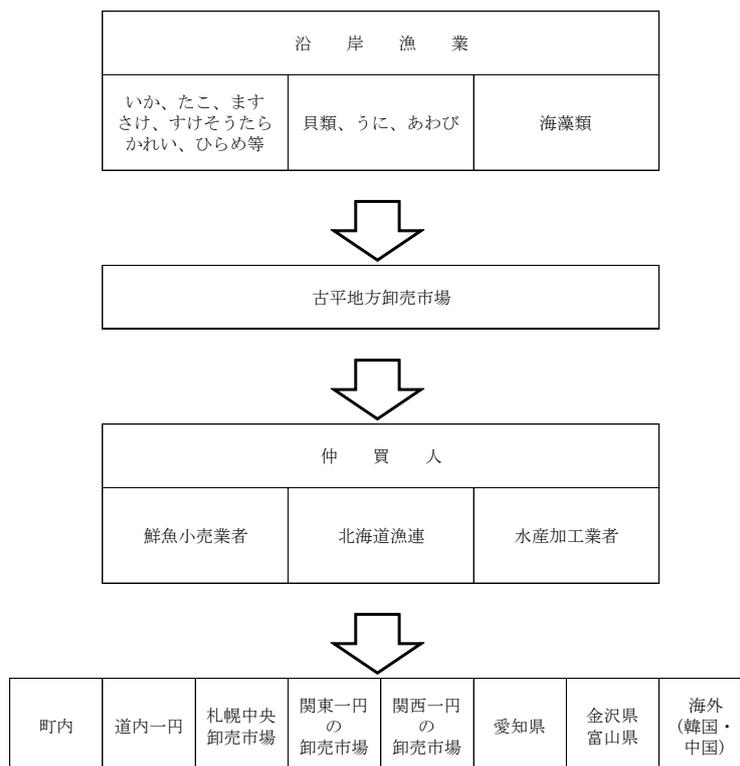
(積丹町)

平成 30 年 町村調べ

漁協名	漁獲物 項目	ます	さけ	すけそうたら	ひらめ	かれい	さば	ほっけ	その他魚類	いかなご	たこ	いか	なまこ	うに	貝類	海藻類	その他
		ます	さけ	すけそうたら	ひらめ	かれい	さば	ほっけ	その他魚類	いかなご	たこ	いか	なまこ	うに	貝類	海藻類	その他
東しゃこたん漁業協同組合 [美国支所]	漁法	刺し網、釣小型定置網	敷網、かご刺し網、釣小型小定置	敷網、かご刺し網、釣小型小定置	刺し網、釣小型定置網	刺し網、釣小型定置網	たこ空釣縄	ウニ採取けた引き	採貝	採藻							
	経営体数	33	7	7	31	14	42	30	35	36	21						
	漁獲量(t)	25.6	56.6	89.1	40.4	133.2	436	44.8	0.4	0							
東しゃこたん漁業協同組合 [積丹支所]	漁法	刺し網、釣小型定置網	敷網刺し網、釣小型定置網	敷網刺し網、釣小型定置網	刺し網、釣小型定置網	刺し網、釣小型定置網	たこ空釣縄	ウニ採取けた引き	採貝	採藻	えび籠						
	経営体数	27	17	46	45	66	70	104	105	67	3						
	漁獲量(t)	14.3	108.3	18.9	541.7	319	151.2	77.1	2.9	0.1	43.7						

(道資料 2-8-32 水産物の出荷ルート)

(積丹町)



21. 気象・海象に関する資料（道資料2-8-33～道資料2-8-34）

（道資料2-8-33 気象観測結果）

（1）地点別、月・年平均値（美国）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温	-4.2	-3.7	-0.4	5.5	10.9	14.9	19.0	20.5	16.1	10.0	3.5	-2.0	7.5
降水量	220.1	156.9	122.7	95.1	87.7	48.8	105.6	162.6	203.6	201.2	240.7	239.6	1882.0
平均風速	1.5	1.6	2.0	2.3	2.2	1.5	1.3	1.3	1.4	1.7	1.8	1.5	1.7

※統計期間 1981年～2010年 札幌気象台調べ

（2）地点別、年・月別極値（美国）

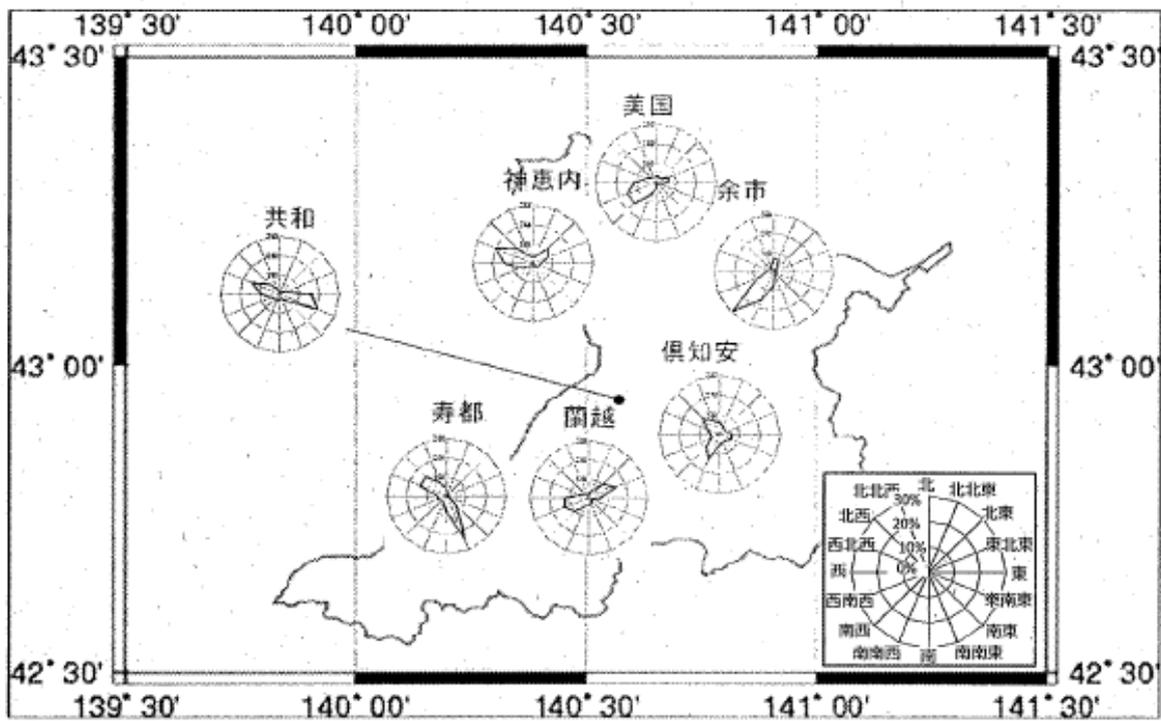
単位mm

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
日降水量極値	値	44.0	52.0	78.0	75.0	113.0	61.5	165.0	124.0	177.0	107.0	116.0	59.0	177.0
	起年日	2005 21	2004 22	1998 20	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	1989 8	2011 9/2

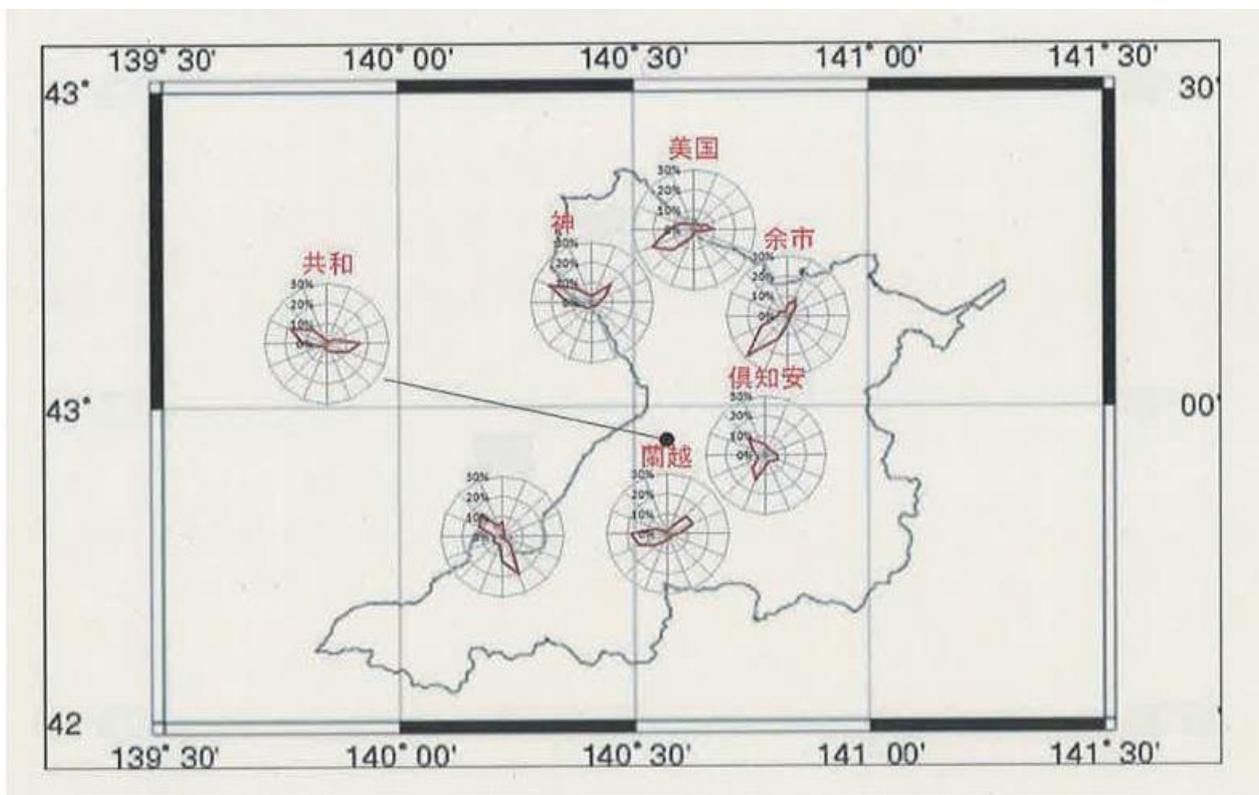
※統計期間 1976年4月～2019年3月

(道資料 2-8-3 4 風配図)

(1) 年間風配図 (平成 30 年)



(2) 累年風配図 (昭和 56 年～平成 22 年)



22. 泊発電所異常事態通報様式（道資料3-1-1）

警戒事態該当事象発生連絡

（第 報）

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">警戒事態該当事象連絡</div> <p style="margin-left: 100px;">通報者名 連絡先</p> <p>警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき通報します。</p>		
原子力事業所の名称 及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	
警戒事態該当事象の発生 箇所	泊発電所 号機	
警戒事態該当事象の発生 時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の 種類	(AL11)原子炉停止機能の異常のおそれ (AL21)原子炉冷却材の漏えい (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL25)全交流電源喪失のおそれ (AL26)全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉) (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL42)単一障壁の喪失又は喪失可能性 (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 外的事象による影響(□地震、□津波、□設計基準超過、□委員長判断) 重要な故障等(オンサイト統括補佐判断)
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他(_____)
	検出された放射線量 の状況、検出された放 射性物質の状況又は 主な施設・設備の状態 等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCS系 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) 非常用排気筒モニタの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) モニタリングポストの指示値 変化無し、変化有り(最大値:_____nGy/h→_____nGy/h) 放水口ポストの指示値 変化無し、変化有り(_____cpm→_____cpm) その他
その他警戒事態該当事象 の把握に参考となる情報		

特定事象発生通報(原子炉施設)

(第 報)

____年____月____日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第 1 0 条 通 報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	
特定事象の発生箇所	泊発電所____号機	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</p> <p><input type="checkbox"/> (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</p> <p><input type="checkbox"/> (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失</p> <p><input type="checkbox"/> (SE25) 全交流電源の30分以上喪失</p> <p><input type="checkbox"/> (SE27) 直流電源の部分喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p><input type="checkbox"/> (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</p> <p><input type="checkbox"/> (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE51) 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p><input type="checkbox"/> (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p><input type="checkbox"/> (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</p> <p>(注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態</p> <p>発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中)</p> <p>発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</p> <p>ECCS系</p> <p>作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</p> <p>排気筒</p> <p>主排気筒モニタの指示値</p> <p>変化無し、変化有り(____cpm→____cpm)</p> <p>非常用排気筒モニタの指示値</p> <p>変化無し、変化有り(____cpm→____cpm)</p> <p>モニタリングポストの指示値</p> <p>変化無し、変化有り(最大値:____nGy/h→____nGy/h)</p> <p>放水口ポストの指示値</p> <p>変化無し、変化有り(____cpm→____cpm)</p> <p>その他</p>
その他特定事象の把握に参考となる情報	_____	

特定事象発生通報(事業所外運搬)

(第 報)

____年____月____日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条 通 報

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

通報者名 _____
連絡先 _____

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
発生した特定事象の概要	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</p> <p>※<input type="checkbox"/> (XSE61)事業所外運搬での放射線量率の上昇</p> <p>※<input type="checkbox"/> (XSE62)事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <hr/> <p>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</p> <p>※<input type="checkbox"/> (XGE61)事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</p> <p>※<input type="checkbox"/> (XGE62)事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記:※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>
	<p>想定される原因</p> <p>火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他(_____)</p>
	<p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等</p>
<p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p>	

警戒事態該当事象発生後の経過連絡(第 報)

年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 通報者名 連絡先	
原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。	
原子力事業所の名称 及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所____号機
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類(注1)	
発生事象の対応の概要(注2)	-
その他事項の対応(注3)	

(注1)最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急処置の概要（原子炉施設）

（第 報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条報告

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 2 1 9 番地 1
特定事象の発生箇所（注 1）	泊発電所 号機
特定事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（2 4 時間表示）
特定事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	（対応日時、対応の概要） ※添付の有・無
その他の事項の対応（注 3）	

（注 1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急処置の概要(泊発電所 号機)

(原子炉施設)

1. プラントの状況(確認時刻: 月 日 時 分)

原子炉出力(中性子束)	%	外部電源受電	有・無
1次冷却系圧力	Mpa(gage)	非常用交流発電機受電	有・無・不要
加圧器水位	%	蒸気発生器による冷却	有・無・不要
原子炉水位	%	原子炉容注水	有・無・不要
格納容器圧力	kPa(gage)	格納容器注水	有・無・不要
炉心出口温度(最高値)	℃		
格納容器水素濃度(ドライ値)	Vo1%		
炉心損傷	有・無		
格納容器最高使用圧力	未満・超過・2倍超過		

2. 放射性物質放出見通し(評価時刻: 月 日 時 分)

放出開始予想時刻)	月 日 時 分頃
特記事項	

3. 放射性物質放出状況(放出中の場合に記載)(評価時刻: 月 日 時 分)

放出開始時刻	月 日 時 分頃	放出箇所	
放出停止時刻	月 日 時 分頃	放出高さ(地上高)	m
放出実績評価	評価時点の放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h	Bq	
ヨウ素	Bq/h	Bq	
その他(核種:)	Bq/h	Bq	

4. モニタ・気象情報(確認時刻 月 日 時 分)

排気筒ガスモニタ		主排気筒		cpm		非常用排気筒		cpm	
モニタリング	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7
ポスト・ステーション	μ Sv/h								
気象情報		天候				風向			
		風速		m/s		大気安定度			

5. その他

応急処置の概要（事業所外運搬）

（第 報）

<p>内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <p style="text-align: right;">北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">第 2 5 条 報 告</div> <p style="text-align: right;">報告者名</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p> <p>原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。</p>	
原子力事業所の名称及び場所	<p>名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業）</p> <p>場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上 2 1 9 番地 1</p>
特定事象の発生箇所（注 1）	<p style="text-align: center;">都道府県</p> <p style="text-align: right;">市町村 (海上の場合；沖合 km)</p>
特定事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）
特定事象の種類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	<p style="text-align: center;">（対応日時、対応の概要）</p> <p style="text-align: center;">※添付の有・無</p>
その他の事項の対応（注 3）	

（注 1）最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急処置の概要(輸送容器状況)

1. 輸送容器の状況 (確認時刻： 月 日 時 分)

事故発生時 の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・無
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線の状況 (確認時刻： 月 日 時 分)

距離・場所								
nSv/h								
μ Sv/h								

3. 放射性物質の放出状況等 (放出、漏えい有りの場合に記載) (確認時刻： 月 日 時 分)

放出、漏えい 開始時刻	日： 頃	放出、漏えい 停止時刻	日： 頃
放出、漏えい箇所			

4. その他

気象・海象状況等

参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表

EAL No.	警戒事象	要 非	EAL No.	原災法第10条第1項	要 非	EAL No.	原災法第15条第1項	要 非
—	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○
—	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	○	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○
—	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	○	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○
—	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	○	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○
AL11	原子炉停止機能の異常のおそれ	×	—	—	—	GE11	原子炉停止の失敗又は停止確認不能	×
AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	×
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	×
AL25	全交流電源喪失のおそれ	×	SE25	全交流電源の30分以上喪失	×	GE25	全交流電源の1時間以上喪失	×
—	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分以上喪失	×
—	—	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	×
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	×
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	×
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	○	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	○	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○
—	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×
AL42	単一障壁の喪失又は喪失可能性	—	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性	×
—	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	×	—	—	—
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失	×
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	×	—	—	—
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	×	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	×	—	—	—
—	外的事象による影響(地震)	○	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	○	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○
—	外的事象による影響(津波)	○	—	—	—	—	—	—
—	重要な故障等(オンサイト統括補佐判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(設計基準超過)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(委員長判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	○	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	○
—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	○	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	○

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。

23. 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準（道資料3-1-2）

別表2-1-1原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準(1/2)

連 絡 基 準（警戒事態に該当する事象）	
<p><u>原子炉停止機能の異常のおそれ（AL11）</u> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉冷却材の漏えい（AL21）</u> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p>	【適用号機なし】
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL24）</u> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>全交流電源喪失のおそれ（AL25）</u> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL29）</u> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL30）</u> 使用済燃料ピットの水位が一定の水位まで低下すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL31）</u> 使用済燃料ピットの水位を維持できないこと、又は当該ピットの水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	【1、2、3号機適用】
<p><u>単一障壁の喪失又は喪失可能性（AL42）</u> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）</u> 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）</u> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>重要区域での火災・^{いっ}溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）</u> 重要区域*において、火災又は^{いっ}溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</p>	【適用号機なし】

別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準(2/2)

連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)	
<u>外的事象による影響 (地震)</u> 泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (津波)</u> 泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【1、2、3号機適用】
<u>重要な故障等 (オンサイト総括判断)</u> オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (設計基準超過)</u> 泊発電所において新規基準で定める設計基準を超える外部事象 (竜巻、洪水、台風、火山の影響等) が発生した場合 (超えるおそれがある場合を含む)。	【適用号機なし】
<u>外的事象による影響 (委員長判断)</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【1、2、3号機適用】

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、EAL01～06、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、XSE61・62、XGE61・62のみ適用する。

同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査 (同法第43条の3の11に規定する使用前検査) において実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号) 第16条の表第三号の下表に掲げる検査事項が終了した場合は、EAL31を除く全てについて適用となる。

以下、別表2-1-2、2-1-3においても同様。

24. 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧（道資料3-1-3）

(1) 別表2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧(1/2)

安全機器名	重要区域	1・2号機	3号機
原子炉トリップ遮断器	原子炉トリップ遮断器室	○	○
安全保護系	安全系継電器室	○	—
	安全系計装盤室	—	○
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	○	—
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	—	○
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	○	○
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	○	○
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	○	○
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	○	○
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	○	○
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	○	○
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	○	○
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	○	—
補助給水ピット	補助給水ピット	—	○
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	○	○
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	○	○
充てんポンプ	充てんポンプ室	○	○
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	○	○
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	○	○
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	○	○
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	○	○
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	○	○
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	○	○
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器質	○	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	○	—
	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	—	○
主蒸気逃がし弁／安全弁	主蒸気管室	○	○
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	○	○
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○

(2) 別表 2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧(2/2)

安全機器名	重要区域	1・2号機	3号機
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○
安全予備充電器	安全系予備充電器室	○	—
予備充電基盤	常用系インバーター室	—	○
非常用直流電源	安全系原子炉コントロールセンター室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○
所内変圧器	所内変圧器設置場所	○	○
起動変圧器	起動変圧器設置場所	○	—
予備変圧器	予備変圧器設置場所	○	○
代替用非常用発電機	代替用非常用発電機設置場所	○	○
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機保管場所（屋外保管エリア）	○	○
主盤	中央制御室	○	—
原子炉補助盤	中央制御室	○	—
運転コンソール	中央制御室	—	○
指令コンソール	中央制御室	—	○
保守コンソール	中央制御室	—	○
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○

25. 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（道資料 3-1-4）

別表 2-1-1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準（1/3）

<u>連絡基準（警戒事態に該当する事象）</u>
<p><u>敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>原災法第 11 条第 1 項に該当する放射線測定設備の一つ又は二つ以上について 1 時間当たり 5 μSv を検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり 5 μSv 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一つ又は二つ以上について、1 時間当たり 1 μSv 以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。
<p><u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり 5 μSv に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。</p>
<p><u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり 5 μSv に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。</p>
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、1 時間当たり 50 μSv 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の 50 倍（1 時間当たり 5 μSv に相当）以上の放射性物質を検出したとき。
<p><u>施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ（SE06）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</p>
<p><u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（SE21）【適用号機なし】</u></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>
<p><u>蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）【適用号機なし】</u></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>

別表 2-1-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2 / 3)

連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)
<p><u>全交流電源の 30 分以上喪失 (SE 25) 【適用号機なし】</u> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分以上継続すること。</p>
<p><u>直流電源の部分喪失 (SE 27) 【適用号機なし】</u> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分以上継続すること。</p>
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE 29) 【適用号機なし】</u> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</p>
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 30) 【適用号機なし】</u> 使用済燃料ピットの水位を維持できないこと又は当該ピットの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。</p>
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 31) 【1, 2, 3 号機適用】</u> 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。</p>
<p><u>格納容器健全性喪失のおそれ (SE 41) 【適用号機なし】</u> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</p>
<p><u>2 つの障壁の喪失又は喪失可能性 (SE 42) 【適用号機なし】</u> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>
<p><u>原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE 43) 【適用号機なし】</u> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>

別表 2-1-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3/3)

<u>連絡基準 (警戒事態に該当する事象)</u>
<p><u>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 (SE 5 1) 【適用号機なし】</u></p> <p>中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその他付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>
<p><u>所内外通信連絡機能の全て喪失 (SE 5 2) 【適用号機なし】</u></p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>
<p><u>火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE 5 3) 【適用号機なし】</u></p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器 (以下「安全機器等」という。) を設置する区域であって、別表 2-1-5 に示すものをいう。</p>
<p><u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (SE 5 5) 【1, 2, 3号機適用】 2</u></p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p><u>事業所外運搬での放射線量率の上昇 (XSE 6 1) 【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 1 0 0 μ Sv/h 以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない)</p>
<p><u>事業所外運搬での放射性物質漏えい (XSE 6 2) 【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器 (L 型、IP-1 型を除く) からの放射性物質の漏えいがあったとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない)</p>

26. 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準（道資料 3-1-5）

別表 2-1-3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準（1/2）

<u>判断基準（全面緊急事態に該当する事象）</u>
<p><u>敷地境界付近の放射線量の上昇（GE01）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>原災法第 11 条第 1 項に該当する放射線測定設備の二つ以上について 1 時間当たり 5 μ Sv を検出するか又は一地点について 1 時間当たり 5 μ Sv を 10 分間以上継続して検出したとき。</p> <p>・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり 5 μ Sv 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。</p>
<p><u>通常放出経路での気体放射性物質の放出（GE02）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり 5 μ Sv に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。</p>
<p><u>通常放出経路での液体放射性物質の放出（GE03）【1, 2, 3号機適用】 2</u></p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1 時間当たり 5 μ Sv に相当）以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。</p>
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出（GE04）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <p>・管理区域外の場所において、1 時間当たり 5 mSv 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。</p>
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（GE05）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <p>・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の 50 倍に 100 を乗じた濃度（1 時間当たり 500 μ Sv に相当）以上の放射性物質を検出したとき。</p>
<p><u>施設内（原子炉外）での臨界事故（GE06）【1, 2, 3号機適用】</u></p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。</p>
<p><u>原子炉停止の失敗又は停止確認不能（GE11）【適用号機なし】</u></p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p>
<p><u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能（GE21）【適用号機なし】</u></p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能（GE24）【適用号機なし】</u></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>

別表 2-1-3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (2/2)

<u>判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)</u>
<p><u>全交流電源の 1 時間以上喪失 (GE 25) 【適用号機なし】</u> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。</p>
<p><u>全直流電源の 5 分以上喪失 (GE 27) 【適用号機なし】</u> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</p>
<p><u>炉心損傷の検出 (GE 28) 【適用号機なし】</u> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE 29) 【適用号機なし】</u> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク (1、2 号) / 燃料取替用水ピット (3 号) からの注水ができないこと。</p>
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE 30) 【適用号機なし】</u> 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該ピットの水位を測定できないこと。</p>
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE 31) 【1, 2, 3 号機適用】</u> 使用済燃料ピットの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p>
<p><u>格納容器圧力の異常上昇 (GE 41) 【適用号機なし】</u> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p>
<p><u>2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失可能性 (GE 42) 【適用号機なし】</u> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>
<p><u>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE 51) 【適用号機なし】</u> 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p>
<p><u>住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE 55) 【1, 2, 3 号機適用】</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>
<p><u>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 (XGE 61) 【1, 2, 3 号機適用】</u> 火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 10 mSv/h 以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない)</p>

事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい（XGE62）【1, 2, 3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

- ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき。

（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない）

27. 積丹町災害対策本部条例【資料3-2-1】

積丹町災害対策本部条例

昭和37年12月1日

条例第17号

改正 平成24年8月28日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、積丹町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 部にそれぞれ部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を整理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の定めるところにより、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 第2条第2項及び第3項並びに第3条の規定は、現地災害対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

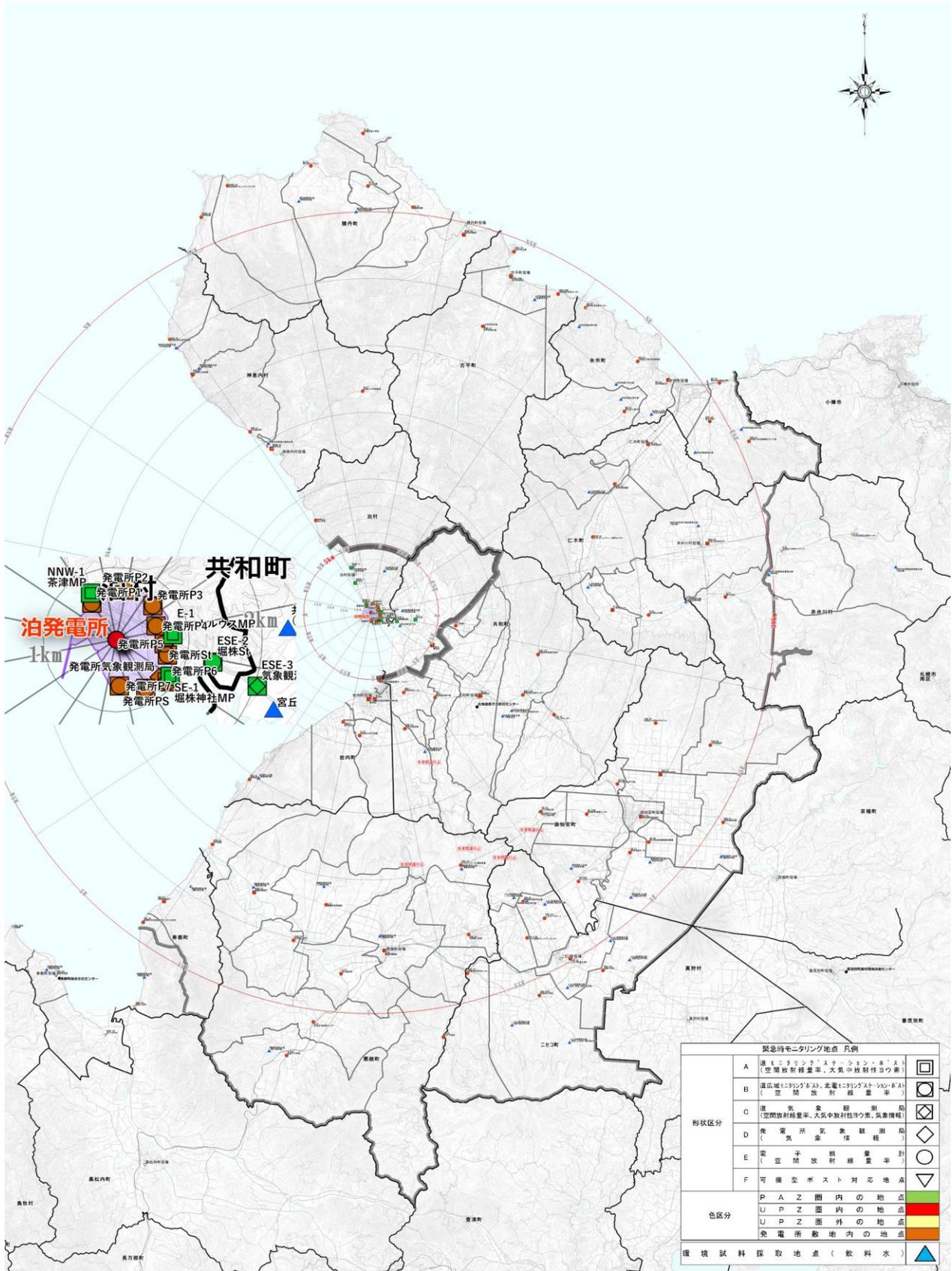
附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

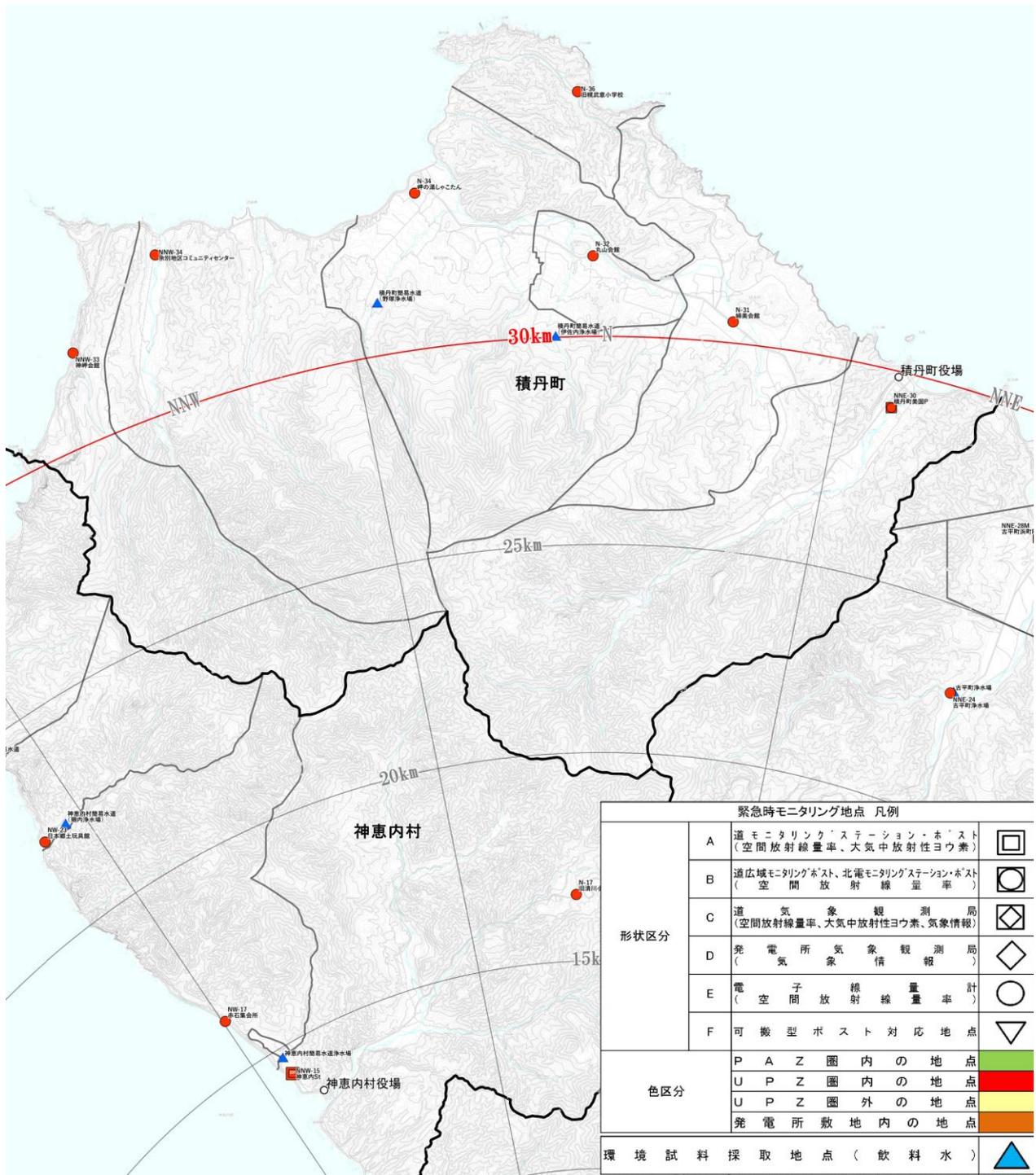
附 則（平成24年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

28. 緊急時モニタリング地点図（道資料3-4-1）



(積丹町)



29. 緊急時モニタリング情報報告様式（道資料3-4-2）

(別添様式)

第 報

緊急時モニタリング情報

報告時間	年 月 日 時 分
報告者	

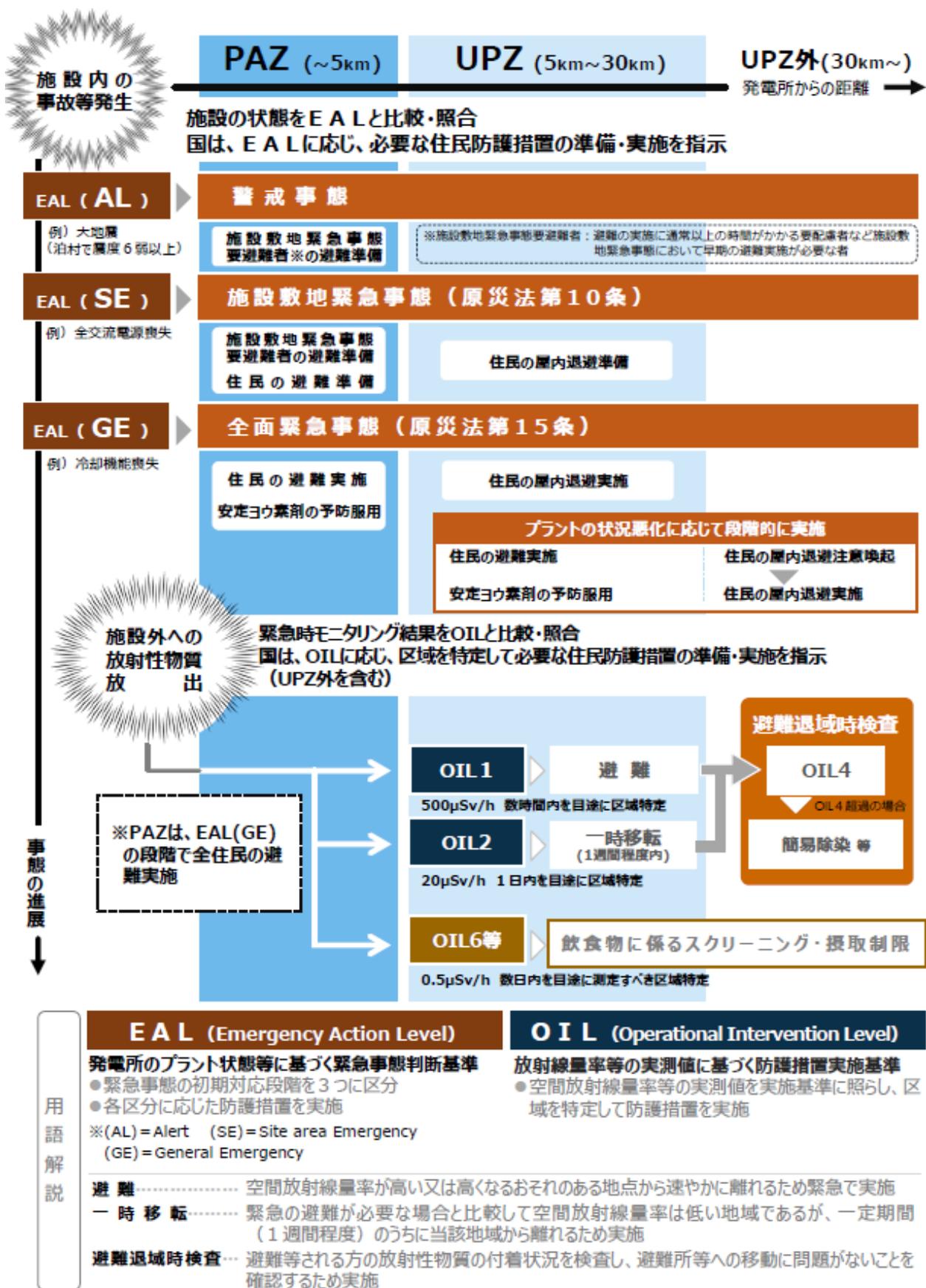
1 モニタリングデータの概要（ 月 日 時 分現在までのデータ）

項 目	概 要
空間放射線量率 (別紙1)	
大気中放射性ヨウ素濃度 (I-131等価) (別紙2)	
環境試料中の放射能分析 (別紙3)	
気象情報	天候： 風向 風速 m/s 大気安定度 感雨 有・無 ({道・発電所} 気象観測局 時 分のデータ、別紙「風向風速図」参照)

2 モニタリング体制(現況及び今後の予定)

枚 数	本 票 含 み 計 枚 (A 4 × 枚 、 B 4 × 枚)
-----	-----------------------------------

30. 緊急時における防護措置の概要（道資料3-5-1）



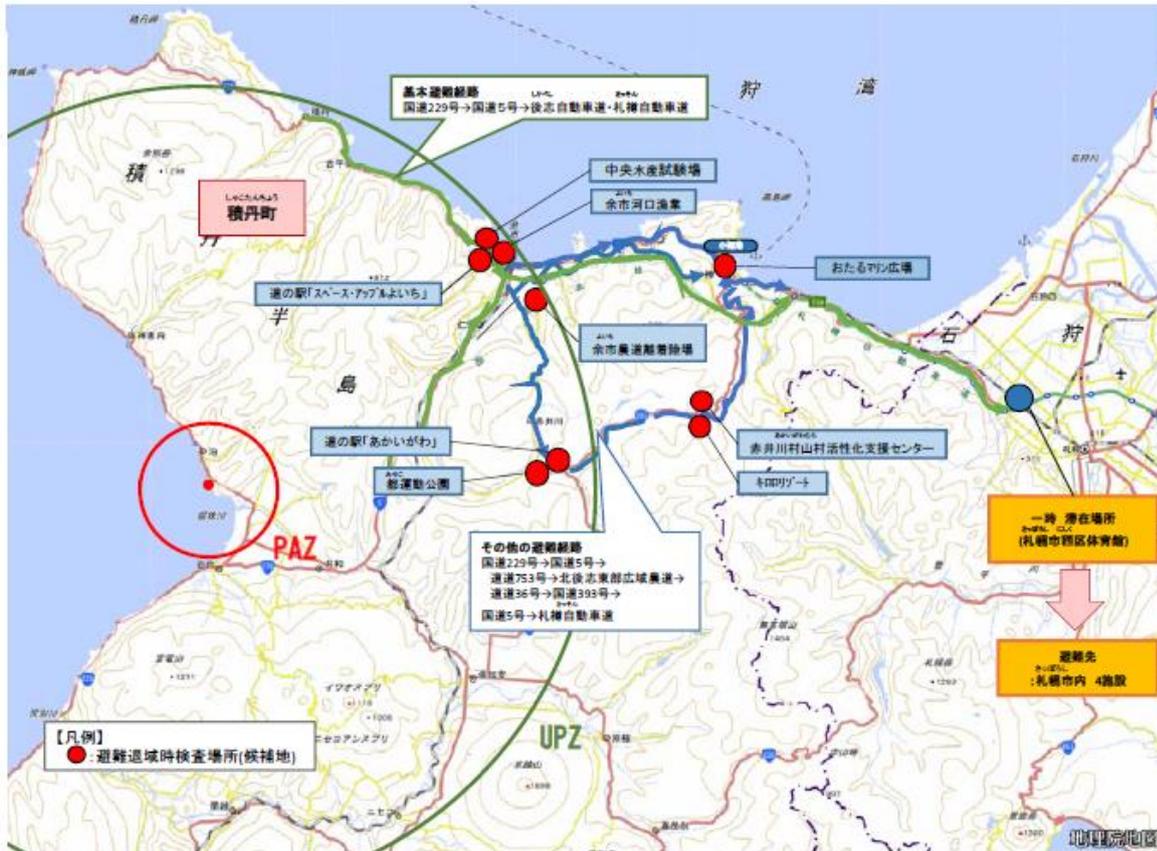
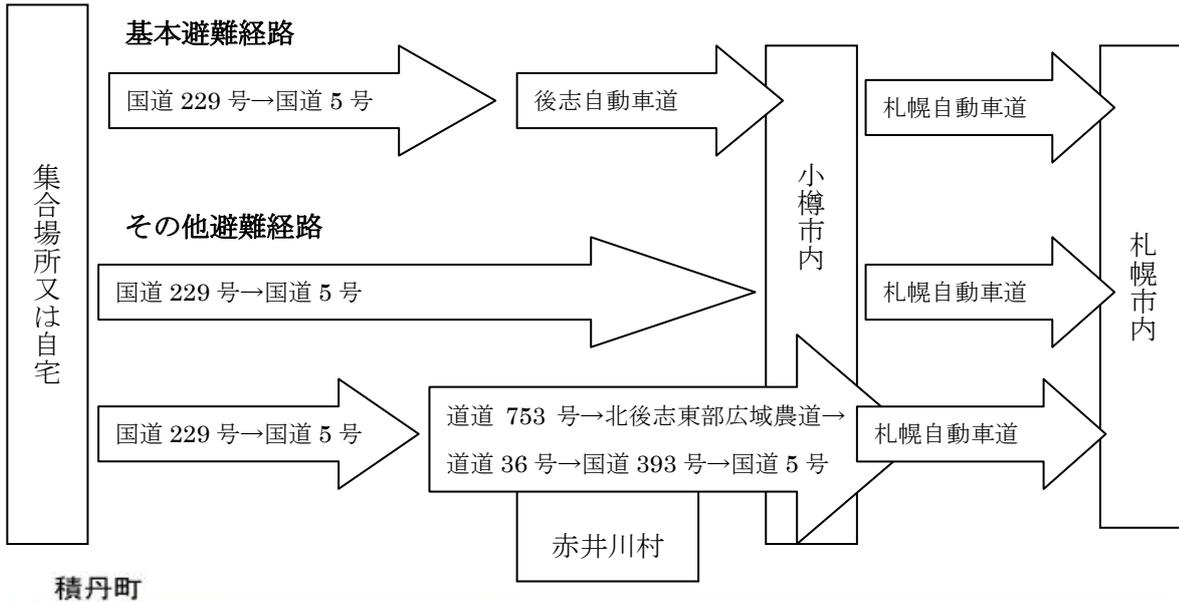
31. 避難先（道資料3-5-3）

（積丹町）

町村	一時滞在場所	避難先
積丹町	札幌市：札幌市西区体育館	札幌市：4施設（4,189人）

※（ ）は受入可能人数

32. 避難経路（道資料3-5-4）

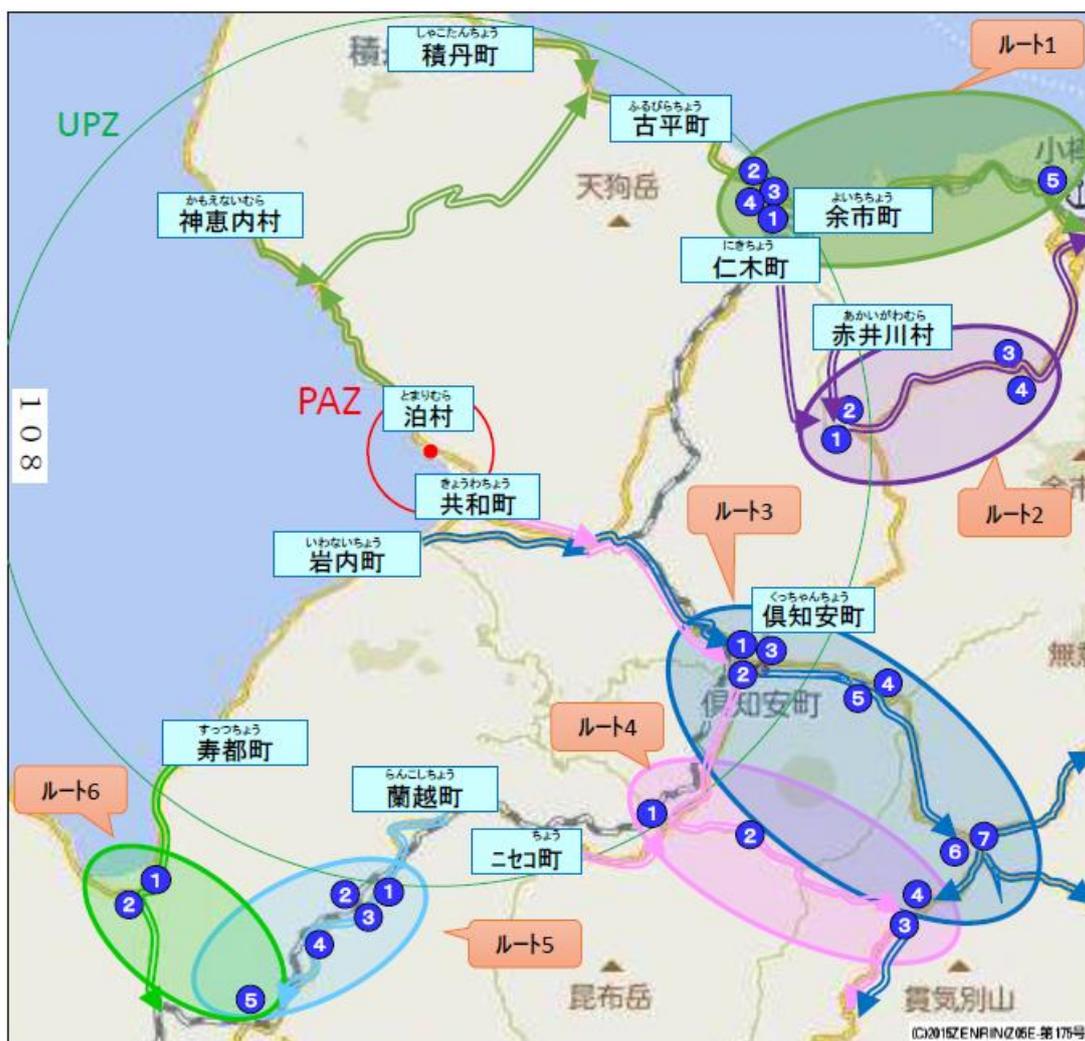


※国土地理院の電子地形図（タイル）に避難経路・避難先等を追記して掲載

33. 避難退域時検査場所候補地一覧【案】（道資料3-5-5）

避難退域時検査場所については、原子力災害時において、事故の規模や避難指示を受けた町村の対象区域及び対象人口、複合災害の状況などに応じ、道が次の候補地リストの中から選定することを基本とする。

選定に当たっては、30 km圏境界に位置する自治体内の候補地を優先するが、当該候補地の所在区域に避難指示が出された場合や当該施設等が複合災害による被害を受けた場合などは、30 km圏外自治体の候補地を選定することとなる。また、状況によっては、学校など他の公共施設や別ルート候補地の候補地から選定することもある。



ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市農道離着陸場②中央水産試験場③余市河口漁港④道の駅「スペース・アップルよいち」⑤おたるマリン広場	泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町
2	①都運動公園(赤井川村)②道の駅あかいがわ③赤井川村山村活性化支援センター(キロリゾート入口)④キロリゾート	仁木町、赤井川村

34. 放射線防護施設一覧（道資料3-5-6）

平成31年4月1日現在

積丹町

施設名	施設管理者	所在地	防護区画の 収容人数 (人)	用途
積丹町立美国小学校	積丹町	積丹町大字美国町字大沢 214	250	屋内退避 施設

35. 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（道資料3-5-7）

- (1) 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の1～5μmの微粒子に対する除去効率

物質	折りたたみ数	除去効率
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2%
トイレットペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けばの長い浴用タオル	2	85.1
けばの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシーツ	1	72.9
ぬれたけばの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリッパ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

(注) 一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。

この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わるものであることに留意すべきである。

なお、防災業務関係者の保護具としては、専用の防護マスクを準備すべきである。

(2) 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
屋外	1.0
自動車内	1.0
木造家屋	0.9
石造り建物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2 以下

(3) 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低減係数
理想的な平滑な面上 1 m（無限の広さ）	1.00
通常土地の条件下で地面から 1 m の高さ	0.70
平屋あるいは 2 階建ての木造家屋	0.40
平屋あるいは 2 階建てのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0.20
その地下室	0.10 以下
各階が約 450～900 m ² の面積の 3～4 階建て建物 1 階及び 2 階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が約 900 m ² 以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

（原子力安全委員会：原子力施設等の防災対策について（付属資料）より）

[参考文献]

Planning For Off-Site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
(IAEA-TECDOC-225)

36. 関係町村職員、消防職（団）員数等（道資料3-5-8）

平成31年4月1日現在

町村名	町村職員数		消防職員(人)	消防団員(人)
		うち女子職員		
泊村	64	21	(泊支署 11)	(泊消防団 70)
共和町	100	34	(共和支署 10)	(共和消防団 164)
岩内町	158	50	(本部、消防署 42)	(岩内消防団 69)
神恵内村	41	6	(神恵内支署 5)	(神恵内消防団 45)
寿都町	80	28	(寿都支署 16)	(寿都消防団 77)
蘭越町	120	30	(蘭越支署 16)	(蘭越消防団 112)
ニセコ町	96	26	(ニセコ支署 17)	(ニセコ消防団 64)
倶知安町	168	55	(本部、倶知安消防署 32)	(倶知安消防団 130)
積丹町	60	19	(積丹支署 17)	(積丹消防団 99)
古平町	76	21	(古平支署 15)	(古平消防団 69)
仁木町	68	12	(仁木支署 16)	(仁木消防団 99)
余市町	199	57	(本部7、消防署47)	(余市消防団 142)
赤井川町	45	11	(赤井川支署 13)	(赤井川消防団 48)
岩内・寿都地方消防組合			114	
羊蹄山ろく消防組合			123	
北後志消防組合			116	

注) 各消防組合職員数の合計は、上記町村以外の支署等を含む。

37. 緊急輸送車両状況（道資料3-7-2）

平成31年4月1日現在

(1) バス

(積丹町)

機関名	所在地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能人員(人)
積丹町	積丹町大字美国町 字船澗 48 番地 5	0135-44-2112	42 人×1 台 29 人×1 台 24 人×1 台 15 人×1 台	4	110

(2) タクシー

(積丹町)

機関名	所在地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能人員(人)
吉野 正仁 美国ハイヤー	積丹町大字美国町字 船澗 106 番地 1	0135-44-2039	4	1	4

(3)トラック

(積丹町)

機関名	所在地	電話番号	台数(台)
積丹町	積丹町大字美国町字船澗 48 番地 5	0135-44-2112	3

38. 被災地住民登録様式（道資料4-6-1）

第 号	(ふりがな) 氏 名	性 別		男	女
		生年月日	明 大 昭 平	年 月 日	生
被災地住民登録票	職 業	年 齢		歳	
	本 籍				
	住 所				
災害発生時の 場 所	(地名番地)				
	屋 内 (木造 コンクリート 石造)	屋 外			
	災害現場からの距離 (km)	km			
災害発生直後 の 行 動	0分～10分	10分～20分	20分～30分	30分～1時間	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内	屋外
	1時間～ 1時間30分	1時間30分～ 2時間	2時間～ 2時間30分	2時間30分～ 3時間	
	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内	屋外
平成 年 月 日		未 処 置		処 置 済	
	被ばく程度	皮 フ			
町 村 名		衣 服			
		測定器・測定方法及び測定者			
除染・その他 措 置 状 況	衣 服	A	B	(携行 支給)	
	身 体	A	B	C	D
	医 療 措 置	A	B	C	D E
	被ばく当時の 急 性 症 状				
避難場所名					
避難期間					
その他 参 考 事 項					
発行年月日	平成 年 月 日				
発 行 者	㊞				
(除染その他措置状況欄記載上の注意)					
衣 服	A 更衣せず	B 更衣済			
身 体	A 無処理	B 水による洗浄			
	C 洗剤による洗浄	D 特殊洗剤による洗浄			
	医 療 措 置	A 要せず	B 薬品投与		
	C 一般検査	D 精密検査			
	E 治療	F 特殊			

この登録票について

- この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。
- 住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。
- この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。
- この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。

平成 29 年 3 月策定
令和 2 年 3 月改定

積丹町地域防災計画
(原子力防災計画編 資料編)

令和 2 年 3 月

発 行：積丹町防災会議

問い合わせ先：役場総務課

電 話：0135-44-2112

F A X：0135-44-2125